

地域医療介護総合確保基金の活用について

1 要旨

「広島県地域医療構想」を推進するために、医療機関の病床機能の転換や事業縮小等に係る自主的な取組に対し、当調整会議の協議を経た上で、地域医療介護総合確保基金を活用し、該当する補助金（広島県地域医療介護総合確保事業補助金）が交付される。

2 病床機能分化・連携促進基盤整備事業

○ 広島県地域医療介護総合確保事業実施要綱(第2条第37号)

支給要件	事業を実施するに当たっては、その事業内容が、事業を実施する施設が所在する圏域の「 <u>地域医療構想調整会議</u> 」において、 <u>圏域の病床機能分化・連携の推進に即したものと確認されたものであることが必要</u>
------	--

医療機関名 (所在地)	補助事業名	対象事業（経費）		備考
土谷総合病院 (広島市中区中島町3番30号)	医療機関の事業縮小に係る事業	圏域において過剰とされる病床を削減することに伴う右の事業	不要となる病棟（室）を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修に要する工事費又は工事請負費	新型コロナウイルス感染症受け入れ態勢確保のため休床中の高度急性期病床2床及び急性期41床を削減。心臓リハビリテーション室等に改修し、急性期から回復期状態への早期安定化に向けた設備の拡充を図る。

3 病床機能再編支援事業

○ 病床機能再編支援給付金支給要綱（第3条）

支給要件	地域医療構想調整会議（医療法第30条の14第1項に規定する「協議の場」をいう。）の議論の内容及び広島県医療審議会保健医療計画部会の意見を踏まえ、県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認められたものであること。
------	---

病院名	補助事業名	対象経費
土谷総合病院	単独支援給付金支給事業	対象3区分として報告された稼働病床数について合計の90%以下に減少する医療機関に病床稼働率に応じた額を給付